

新型コロナウイルス感染症 支援制度のお知らせ

令和3年10月【第10報】



1. 経済・生活面の支援

■ 濃厚接触者に対する生活物資緊急支援事業 p. 1

2. 中小企業者等への支援

■ 【第3弾】地元商店等応援補助事業 p. 1

■ 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金 p. 2

■ 緊急事態宣言に伴う関連事業者支援金 p. 2

■ がんばる商店等応援支援金 p. 3

■ 中小企業等感染防止対策支援金 p. 3

3. 実施事業の拡大

■ 【第2弾】地元応援GO湯くりはら温泉7割引キャンペーン p. 4

■ 【第2弾】地元応援ビジネスホテル等3,000円(得)キャンペーン p. 4

4. 申請期限等の延長

■ 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金 [申請期限の延長] p. 4

■ 生活福祉資金(緊急小口資金)貸付【特例貸付】 [申請期限の延長] p. 4

■ 生活福祉資金(総合支援資金)貸付【特例貸付】 [申請期限の延長] p. 4

■ 国民健康保険被保険者に対する傷病手当金の支給 [適用期間の延長] p. 4

■ 後期高齢者医療被保険者に対する傷病手当金の支給 [適用期間の延長] p. 4

1. 経済・生活面の支援

保健所と連携し緊急支援が必要な
濃厚接触者に生活物資をお届けします



市民生活部健康推進課
☎22-0370

◆濃厚接触者に対する生活物資緊急支援事業とは

生活に必要な不可欠な食料品等を調達することが著しく困難となっている新型コロナウイルス感染症患者の濃厚接触者に対して、健康観察期間中、緊急で生活物資を支援するものです。

◆利用者負担は 無料

◆対象となる方は

保健所から新型コロナウイルス感染症患者の濃厚接触者と判定された市内在住者で、生活に必要な不可欠な食料品等を調達することが著しく困難であるため、生活物資等の支援が必要と保健所から市に報告があった方

2. 中小企業者等への支援

商工会から
10割増商品券が発行されます

〔第3弾〕
地元商店等応援補助事業〕



栗原ブロック商工会連絡協議会
栗原南部商工会、若柳金成商工会、
栗駒鶯沢商工会、一迫花山商工会
(事務局 栗原南部商工会) ☎22-3611
商工観光部産業戦略課 ☎22-1220

◆商工会が発行する割増商品券とは

商工会が年末年始に使用できる割増商品券を発行・販売するものです。
額面6,000円の10割増商品券を、3,000円で販売します。

◆割増商品券の販売数量は

40,000セット

◆割増商品券の販売時期は

令和3年11月1日に応募はがき付きチラシを每户配布し、11月下旬の販売を予定しています。また、栗原南部商工会ウェブサイト及び栗原市ウェブサイト等でお知らせします。

県からの営業時間短縮の協力要請等に 応じて協力金が支給されます (新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金)



商工観光部産業戦略課
☎22-1220

食品衛生法に基づく飲食店営業許可を取得している全ての飲食店（宅配・テイクアウトを除く）を対象に、宮城県からの休業または営業時間短縮の協力要請にご協力いただいた事業者に対し、協力金が支給されます。

◆各要請期間と拡大防止協力金

【1】令和3年8月20日 午後8時から
令和3年8月27日 午前0時まで

中小企業者 2.5万円～7.5万円/日×7日
大企業 上限額 20万円/日×7日

【2】令和3年8月27日 午前0時から
令和3年9月13日 午前0時まで

中小企業者 4万円～10万円/日×17日
大企業 上限額 20万円/日×17日

【3】令和3年9月13日 午前0時から
令和3年10月1日 午前5時まで

中小企業者 2.5万円～7.5万円/日×18日
大企業 上限額 20万円/日×18日

◆各期間の要請内容は

【1】【3】まん延防止等重点措置期間

時間短縮営業（午前5時から午後8時まで）
酒類提供は午前11時から午後7時まで

【2】緊急事態宣言期間

酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店
⇒休業（酒類等の取りやめる場合は時短営業も可能）
上記以外の飲食店
⇒午前5時から午後8時までの営業時間短縮

◆協力金の申請方法等 原則、「郵送申請」

※詳しくは、栗原市ウェブサイトよりご確認ください。

◆申請期間は

【1】【2】要請期間分は、
令和3年9月15日から
【3】は、令和3年10月1日から
令和3年11月15日まで

※当日消印有効

緊急事態宣言に伴い 関連事業者支援金を給付します



商工観光部産業戦略課
☎22-1220

宮城県からの協力要請による飲食店の休業または営業時間短縮に伴い、影響を受けた市内の中小企業者等に支援金を給付します。

◆対象となる方は

次の全てに該当する方

1. 宮城県からの休業または営業時間の短縮要請に協力した飲食店と取引のある中小企業者等の方
2. 令和3年8月及び9月の2か月間の売上が、前年または前々年の同時期比で10%以上減少しており、前年または前々年同時期の1か月当たりの売り上げが、10万円を超えていること

◆関連事業者となる例

- ①飲食店と取引をしており売上げが減少
 - ・食材納入業（個人農家を含む）、酒販小売業等
- ②深夜帯の客が減ったことで売上げが減少
 - ・タクシー、運転代行業 等
- ③飲食店の従業員・利用者向けサービス機会が減ったことで売上げが減少
 - ・おしぼり業、広告業 等

◆給付額は

1事業者につき 10万円

◆申請方法等は 原則、「郵送申請」

※詳しくは、栗原市ウェブサイトよりご確認ください。

◆申請期間は

令和3年10月12日から11月30日まで

◆申請に必要なものは

- ◇交付申請書兼請求書
- ◇営業許可証等営業実態が確認できる書類の写し
- ◇関連事業者に係る影響確認書
- ◇売り上げが減少したことがわかる書類の写し
- ◇その他市長が必要と認める書類

商店等が自ら企画・立案した集客策に支援金を助成します（がんばる商店等応援支援金）



商工観光部産業戦略課
☎22-1220

◆がんばる商店等応援支援金とは

飲食店における感染防止策の強化や利用客の増加につなげるため、宮城県が実施している「みやぎ飲食店コロナ対策認証店」を推進するとともに、商店等が自主的に開催する販売セールなどのイベント等を支援します。

◆対象となる方は

- ①みやぎ飲食店コロナ対策認証店登録推進支援
・選ぶ! 選ばれる!! みやぎ飲食店コロナ対策認証制度の認証を受けた事業者

※令和4年1月31日までに認証を受けた事業者

- ②売上向上支援

・自主的に開催する年末・年始の売り出し等のイベントを実施する、市内に主たる事業所又は店舗を有する事業者

※令和3年11月1日から令和4年1月31日までに開催するイベント等が対象となります。

※対象業種は、卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業

※①と②の両方を申請することが可能です。

◆給付額は

- ①みやぎ飲食店コロナ対策認証店登録推進支援
：1店舗あたり 10万円

- ②売上向上支援：対象経費の4分の3
(上限30万円下限3万円)

※対象経費は、イベント開催に必要な感染予防対策などの消耗品、会場使用料、広告宣伝費などとなります。詳しくは、栗原市ウェブサイトよりご確認ください。

◆申請期限は 令和4年2月18日まで

※ただし、売上向上支援については、イベント等を開催する1週間前までに事前申請が必要です。

◆申請方法は 原則、「郵送申請」

※詳しくは、栗原市ウェブサイトよりご確認ください。

◆申請に必要なものは

- ①みやぎ飲食店コロナ対策認証店登録推進支援
・認証を受けたことを証する書類の写し

- ②売上向上支援
・事業実施計画書、収支予算書

中小企業等感染防止対策支援金を助成します



商工観光部産業戦略課
☎22-1220

◆中小企業等感染防止対策支援金とは

下記の「対象となる方」に、新型コロナウイルス感染症防止対策の取組に要した経費の一部を助成します。

◆対象となる方は

- ・市内に主たる事業所や店舗等を有している中小事業者等の方
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年8月、9月の2か月間の平均売上が、前年又は前々年同期比で減収していること

◆申請期間は

令和3年10月12日から11月30日まで

◆申請方法は 原則、「郵送申請」

※詳しくは、栗原市ウェブサイトよりご確認ください。

◆申請に必要なものは

- ◇交付申請書
- ◇取組計画書
- ◇売上が減少していることの報告書
- ◇暴力団排除等に関する誓約書
- ◇その他市長が必要と認める書類

◆助成内容は

対象経費の4分の3以内の額
上限額：50万円、下限額：5万円

◆対象となる事業は

【感染予防対策】

- 例) ・アクリル板、防護スクリーンの購入、施工
・換気設備（換気扇、空気清浄機等）の購入、施工
・サーマルカメラ等の購入など

◆対象となる事業期間は

交付決定後から12月31日までの間に事業が完了すること

3. 実施事業の拡大

栗原市宿泊事業者等支援事業の実施期間及び対象件数が拡大されました。*各キャンペーンの詳細は市ウェブサイト等をご覧ください。



商工観光部田園観光課
☎22-1151

支援制度名称	変更前	変更後
【第2弾】地元応援Go湯（ユー） くりはら温泉7割引キャンペーン	令和3年12月31日まで 対象件数：各10,000件	令和4年2月28日まで 対象件数：各13,000件
【第2弾】地元応援ビジネスホテル 等3,000円 ^得 キャンペーン		

4. 申請期限等の延長

『新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金』の申請期限が延長されました。



市民生活部社会福祉課
☎22-1340

支援制度名称	変更前	変更後
新型コロナウイルス感染症生活 困窮者自立支援金	令和3年8月31日まで	令和3年11月30日まで

『生活福祉資金（緊急小口資金）貸付制度』及び『生活福祉資金（総合支援資金）貸付制度』の申請期限が延長されました。



栗原市社会福祉協議会事務局
☎23-8070
(栗原市築館薬師三丁目6-2)

支援制度名称	変更前	変更後
生活福祉資金（緊急小口資金） 貸付制度【特例貸付】	令和2年3月25日から 令和3年8月31日まで	令和2年 3月25日から 令和3年11月30日まで
生活福祉資金（総合支援資金） 貸付制度【特例貸付】		

『国民健康保険被保険者に対する傷病手当金の支給』及び『後期高齢者医療制度の被保険者に対する傷病手当金の支給』の適用期間が延長されました。



市民生活部健康推進課
☎22-0370

支援制度名称	変更前	変更後
国民健康保険被保険者に対する 傷病手当金の支給	令和2年1月 1日から 令和3年9月30日まで の間に労務に服すること ができない期間	令和2年 1月 1日から 令和3年12月31日まで の間に労務に服すること ができない期間
後期高齢者医療制度の被保険者 に対する傷病手当金の支給		

支援制度に関する情報は、こちらでもご覧になれます。

■栗原市ホームページ URL <https://www.kuriharacity.jp/>